

2025年度 社会的養護施設等 進学支度金助成 募集要項

社会的養護施設等に在籍されている皆さまの新たな門出を応援したく、大学・短期大学・専門学校への進学に対して進学支度金を給付いたします。

※2025年度は「就職支度金」に関する募集は行いません。

1. 助成対象施設

児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、女性自立支援施設

- ・2025年9月1日時点で運営されている施設を対象とします。（同日以降に開設された施設は対象外）
- ・株式会社、有限会社、合同会社などが設置主体または運営主体の施設も申請可能です。
- ・公設公営・公設民営の施設（指定管理者制度または業務委託で運営）も申請可能です。
- ・「2025年度社会的養護施設 設備・備品助成」および「2025年度社会的養護施設 お菓子等支援助成」を申請した施設も、本助成に申請可能です。（併願可能）
- ・里親・ファミリーホーム・子どもシェルターは対象外です。
- ・申請は施設単位とします。（入所者からの直接申請はできません。）
- ・児童養護施設は、地域小規模児童養護施設（グループホーム）を含んで申請してください。
- ・同一法人内の複数の施設からの申請も可能です。

2. 申請期間

2025年11月7日（金）～12月22日（月）12：00

3. 助成対象地域

日本全国（進学先も日本国内に限る）

4. 助成内容

項目	内容	条件等
進学支度金	日本国内の大学・短期大学・専門学校へ進学する場合に、入所者に対して進学支度金を給付する	・2026年4月2日時点において、満18歳以上であり、下記に該当する場合、「進学支度金」を給付する。 - 進学：日本国内の大学・短期大学・専門学校（2年制以上）に進学する場合（二部・夜間部・通信制含む/例外として高等専門学校の4年次編入は対象とする） - 期間：2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）中に新たに進学が決定し、2026年1月末時点で施設に3カ月以上在籍している方であって、かつ2026年4月20日（月）迄に新たに実際の進学をした方を対象とします。（必須条件：助成金決定後に進学したことを証明する書類の提出）

【留意事項】

- ・他の奨学金や支度金（受給予定を含む）との併給は可能
- ・年齢の上限による制限はありません

【対象外】

- ・過去に篠原欣子記念財団の「支度金」を受給したことのある方
- ・短期入所者（3カ月未満）、通所者
- ・大学の科目履修生、専修学校、職業訓練校、高等専門学校（4年次編入を除く）、海外の大学・短期大学・専門学校への各進学者

5. 助成金給付金額

- ・助成金は、法人もしくは施設名義の銀行口座に振り込みます。法人または施設は決定した入所者に給付していただきます。
- ・助成上限額：1名につき、100,000円／1施設の上限400,000円

例1 該当する入所者3名・・・300,000円を施設に入金
施設は、均等に按分して1名につき100,000円を該当者に給付

例2 該当する入所者5名・・・400,000円を施設に入金
施設は、均等に按分して1名につき80,000円を該当者に給付

※1円単位の端数が出る場合は、法人（施設）の裁量によって端数の調整ができるものとします。

6. 申請手続き

原則としてパソコン（Windows環境）から申請してください。

助成金の振込口座の口座情報（法人もしくは施設名義）を提出頂きますので、お手元に準備してから申請してください。

①	助成金給付申請書 Web申請入力	以下のURLアドレスより入力をして申請してください。 https://form.qooker.jp/Q/ja/7subsidy1welfare04/request/ ・入力途中でも一時保存が可能です。 ・最後の設問を入力し内容確認後、「登録」ボタンを押すと申請は完了です。 ・登録頂いたメールアドレスに「申請の受付完了お知らせメール」が届きます。届かない場合は、申請の受付が完了していませんので、ご注意ください。 ・迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、（@qooker.jp）のドメインを受信できるように事前に設定をしてください。
②	申請受付期間	助成金給付申請書（データ入力・送信）：2025年12月22日（月）12：00 までに入力・送信が完了していること。
③	注意事項等	・助成金給付申請書および申請書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、申請書類は、助成の有無を問わず返却いたしません。 ・申請の不備、虚偽の申請、何かしらの問題が確認された場合は、審査をいたしません。また、助成の決定後でも助成事項を実施いたしません。

7. 審査

以下の点から審査し、助成の可否および助成金額を決定いたします。

- 1 申請内容の不備の有無、申請内容の妥当性、手続き上の問題の有無、助成事項の必要性、過去の助成状況、支度金対象者および対象人数、等
- 2 経営(設置・運営)母体ならびにグループ、経営状況、資金援助の必要性、運営方針、これまでの助成金の給付状況および手続き上の問題の有無、等

※上記の審査に加え、さらに審査の必要がある場合、追加の書類等の提出または提示、インタビュー（電話を含む）を行う場合がございますので、ご承知おきください。

8. 審査結果の通知

審査の結果は、助成の可否にかかわらず2026年2月10日（火）までにご登録いただいたメールアドレス宛に通知いたします。

9. 助成金の給付

①	合意書の締結	・助成が決定した法人または施設と「助成に関する合意書」（以下「合意書」といいます）を締結させていただきます。送付スケジュール等、詳細については後日お知らせします。 ・この合意書が未締結の場合、助成金の給付をいたしません。
---	--------	---

②	助成金の 給付	- 施設より進学したことを証明する書類を提出していただきます。（別途ご案内） - 上記の書類が到着した翌月の26日に指定された「法人」もしくは「施設」名義の口座に助成金を振込み送金して給付いたします。ただし、書類の不足および内容に不備がある場合は、給付をいたしません。 例）証憑到着日：2026年2月25日（水）→ 振込：2026年3月26日（木） - 助成金受領後、「助成金受取書」を所定の期日までに提出していただきます。 （「助成金受取書」は非課税文書です。⇒国税庁>タックスアンサー>印紙税その他 国税>印紙税>No.7125 営業に関しない受取書の（2）をご参照ください）
---	------------	--

10. 助成の中止および返還

以下のいずれかに該当した場合は、助成を中止し、合意内容の一部または全部を取り消します。また、既に助成金を給付している場合は返還をしていただきます。（ただし、対象期間について、不慮の災害や事故等の事情がある場合、これを考慮いたします）

- 1 進学対象期間および各条件に合致していないことが判明した場合
- 2 申請書類および証憑ならびに報告書等の内容に虚偽あるいは不正が発覚した場合
- 3 合意書およびこの募集要項の内容に反する場合
- 4 該当者が進学しなかった場合（該当者分について返還）
- 5 入学日より、2か月以内に退学した場合

11. 禁止事項

助成金は、対象者本人に支度金として給付する以外に使用する事はできません。

12. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

※審査結果や審査内容については、回答いたしません。

＜お問い合わせ方法＞

本助成に関するお問い合わせは、専用フォームにて承っております。

当財団法人ホームページ「お問い合わせ」より、必要事項を入力のうえお問い合わせください。

<https://www.ysmf.or.jp/contact/subsidy/>

原則として電話での対応は行っておりませんので、ご協力をお願いいたします。

13. 備考：スケジュール

募集期間	2025年11月7日（金）～2025年12月22日（月）12：00（web申請）
審査結果の通知	2026年2月10日（火）までに、ご登録いただいたメールアドレス宛に通知
合意書の送信・締結	2026年2月下旬までに、合意書を送信予定
証憑および報告書等の書式のお知らせ	2026年3月上旬までに当財団法人ホームページのお知らせに掲載予定 報告書等提出の際は、進学したことを証明する書類の添付が必要となります。
報告書等の最終提出期限	2026年4月23日（木）
助成金振込日	報告書等の受領月の翌月26日（不備がない場合） 例）受領日：2026年2月25日（水）→ 振込：2026年3月26日（木）
助成金対象者への給付	各施設が、手渡しもしくは振込により助成金を給付してください。

以上